

平成二十六年二月七日受領
答 弁 第 八 号

内閣衆質一八六第八号

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館が行っている便宜供与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館が行っている便宜供与に関する質問に対する答弁書

一について

外務省が便宜供与として実施するものには、送迎、宿舍の手配のほか、訪問先への同行・案内、通訳の手配、現地事情説明、アポイントメントの取付け等がある。

また、お尋ねの「格付け」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十五年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、AA、BB、CC、CC－G、CC－HH、DD、TT－XX及びTTの分類を設けている。

二について

公共性を有する用務で海外に渡航する者に対して、かかる用務との関係で、在外公館が便宜供与を行うことは有意義であると考えている。

三及び四について

在外公館からの報告によれば、平成十五年から平成二十四年までの間に便宜供与の対象となった国会議員の人数の合計は二万千八百三十九名である。また、御指摘の「分類」の意味するところが必ずしも明らか

かではないため、国会議員以外の者に対する便宜供与について、「分類ごと」の人数をお答えすることは困難であるが、在外公館からの報告によれば、平成十五年から平成二十四年までの間に便宜供与の対象となった者のうち、国会議員以外の者の人数の合計は百三十四万二千八百十七名である。

他方で、便宜供与に係る経費のみを特定することはできないため、その具体的な金額をお示しすることは困難である。